

## 就農支援資金Q&A

### 問1 就農支援資金とはどのような資金ですか。

就農支援資金は、新たに農業を始めようとする方や、新たに従業員を採用し担い手として育成しようとする農業法人等の経営体へ、農業技術の習得や就農準備、経営開始に必要な資金を無利子で融資するものです。

### 問2 どのような人が就農支援資金を借りることができますか。

就農支援資金は、新たに就農しようとする方で就農計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方（認定就農者）や新たに従業員を採用し担い手として育成しようとする農業法人等の経営体で就農計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた方（認定農業者※）が利用することができます。

※ 農業経営基盤強化促進法第12条に基づき「農業経営改善計画」の認定を受けた者ではありません。

### 問3 認定就農者（認定農業者）になるためにはどのような手続きが必要ですか。

認定就農者（認定農業者）になるためには、農業経営の目標等を定めた就農計画を作成して都道府県知事に提出し、その計画が一定の基準に適合していることを認めてもらう必要があります。

なお、就農計画の作成者の対象年齢は次のとおりです。就農計画の認定申請時の年齢が基準となりますのでご注意ください。

- ・青年・・・15歳以上30歳未満（都道府県知事の特認により40歳未満の方）
- ・青年以外・・・55歳未満の青年以外（都道府県知事の特認により65歳未満の方）で近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるための知識・技能を有する者

就農計画の書類の作成等については、都道府県青年農業者等育成センター又は地域の普及指導センター等にご相談下さい。

### 問4 就農計画が認定されるための基準はどのようなものですか。

就農計画の認定の基準は以下のとおりです。

- ①就農計画が都道府県の就農促進方針に照らし適切なものであること
- ②就農計画の達成される見込みが確実であること
- ③過去に受けた研修や今後受ける研修の内容、就農の準備の内容、導入する農業機械・施設の内容が、就農計画の目標を達成するために適切なものであること

就農促進方針の内容は、都道府県によって異なりますので、具体的な内容については、都道府県、普及指導センター等にお問い合わせ下さい。

問5 過去に農業に従事した経験がありますが、現在は農業以外の職業に従事しています。この場合、就農計画の作成対象者になれますか。

過去に農業に従事した経験があり、現在は農業以外の職業に従事している方が、新たに農業の技術等を習得する研修教育を受けようとする場合は、就農計画の作成対象となることができます。

問6 現在農業法人（又は親の農業経営）で働いていますが、独立就農したいと考えています。この場合、就農計画の作成対象者になれますか。

現在農業法人等の従業員として農業に従事している方で、次の要件を全て満たす方は対象となります。

- ① 従業員として農業に従事する期間が1年以上5年以内であること
- ② ①の期間の農業従事経験を生かして個人による農業経営を開始することが確実であること
- ③ これから開始する農業経営について、農業簿記等により適正な管理の実施が見込まれること

問7 どのような資金を借り受けることができますか。

就農支援資金には3つのメニューがあります。

- 就農研修資金・・・農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修に必要な資金（授業料、教材費、視察研修費、研修用機器購入費等）
- 就農準備資金・・・住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金（引越代、敷金・礼金、就農先調査旅費、資格取得費等）
- 就農施設等資金（※1）・・・農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の購入に必要な資金（施設・機械購入費、種苗費、肥料費、農薬費、家畜購入費、各種修繕費、リース料等（※2））

※1 就農施設等資金は、認定農業者は借り受けることはできません。

※2 運転資金は、経営開始初年度分または規模拡大部分の1年目分のみ貸付対象となります。

問8 貸付限度額はいくらですか。

- 就農研修資金・・・農業大学校等5万円／月

先進農家（国内・海外）15万円／月

指導研修（青年のみ）200万円

○就農準備資金・・・200万円

○就農施設等資金・・・青年3,700万円（※1）

青年以外2,700万円（※2）

※1 2,800万円を超える部分については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い方

※2 1,800万円を超える部分については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い方

問9 償還期間はどのくらいですか。

償還期間は、資金の種類や認定就農者の年齢区分、就農する地域によって異なります。

また、償還期間のうち当初の数年間については、償還を据え置くことができます（据置期間）。償還期間と据置期間は以下のとおりです。

◆就農研修資金及び就農準備資金

①平場で就農する場合

青年 償還期間12年以内（据置期間4年以内）

青年以外 償還期間7年以内（据置期間2年以内）

②条件不利地域(※)で就農する場合

青年 償還期間20年以内（据置期間9年以内）

青年以外 償還期間12年以内（据置期間5年以内）

◆就農施設等資金

償還期間12年以内（据置期間5年以内）

※ 条件不利地域とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定する地域。

問10 就農支援資金を借りるには、どのような手続きが必要ですか。

就農支援資金を借り受けるためには、以下の貸付窓口に貸付申請を行う必要があります。（認定就農者（又は認定農業者）になっていない方は、貸付窓口で貸付申請を行う前に都道府県知事から就農計画の認定を受ける必要があります。）

就農支援資金の借入に当たっては、別途審査がありますので、詳しくは以下の貸付窓口までご相談下さい。

○就農研修資金、就農準備資金の利用を考えている方

→ 都道府県青年農業者等育成センター

○就農施設等資金の利用を考えている方

→ 都道府県青年農業者等育成センター、農協等の金融機関(※)

※ 貸付窓口の取り扱いは、都道府県によって異なります。

問11 就農支援資金を借りの場合、担保や保証人を準備する必要がありますか。

就農支援資金を都道府県青年農業者等育成センターから借り入れる場合は、担保又は保証人を準備する必要があります。

就農施設等資金を農協等の融資機関から借り入れる場合は、農業信用保証保険制度による債務保証を利用することができます。

※ 保証に必要な条件等は、都道府県農業信用基金協会等によって異なります。詳しくは貸付窓口の農協等にご相談下さい。

問12 就農研修資金の貸付対象となる研修には、民間企業が行う研修も該当しますか。

就農研修資金の貸付対象となる研修については、農林水産大臣の定める基準において、

- ① 県農業大学校、民間教育施設等における研修
- ② 農家等における研修
- ③ 普及指導員等による指導研修

とされており、就農するのに必要な農業の技術又は経営方法を実践的に習得できる研修であれば、公的機関か否かにかかわらず該当します。